

公 告

福岡県道路公社が発注する建設工事の一般競争入札を実施するにあたり、予定価格算出の参考とするため、次のとおり見積依頼を行いますので公告します。

なお、見積提出者には、後日公告予定の「福岡前原道路 可変式速度規制標識設備更新工事」の入札時の総合評価において技術点を加算します。

また、この見積依頼による見積を提出した者に対して、後日公告予定の「福岡前原道路 可変式速度規制標識設備更新工事」の入札に係る参加資格を保証するものではありません。

令和4年9月29日

福岡県道路公社理事長 村田 泰英

1 工事名

福岡前原道路 可変式速度規制標識設備更新工事

2 工事場所

福岡市西区拾六町から糸島市東

3 工事の発注方式

本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の適用工事である。

4 見積条件及び機器仕様等について

別紙資料のとおり

5 見積依頼公告に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県道路公社総務部総務課（福岡県吉塚合同庁舎4階）

電話番号 092-641-0101

6 見積参加資格

電気通信工事について、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を得ている者（令和4年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。

7 見積参加条件

令和4年9月29日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。
- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - ア 本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。

(株)協和コンサルタンツ 九州支社
 - イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。
 - (7) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者
 - (4) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者
 - (7) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 電気通信工事について、入札参加資格者名簿の格付が A 等級であること。
- (7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を福岡県内に有し、かつ、同営業所が電気通信工事について、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (8) 平成 19 年度以降に、九州・沖縄地方において国、地方公共団体、地方道路公社、高速道路株式会社の元請として完成した次のア及びイの要件を満たす道路における LED 可変式速度規制標識工事または道路情報板工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有すること。ただし、次のア及びイは同一工事であること。
 - ア 新設又は更新工事であること。
 - イ 製作及び据付工事であること。

8 見積仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問書の受付

見積仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

5 に同じ。

なお、電子メールの場合は、soumu@fukuoka-dk.jp へ送信すること。

ウ 受領期間

令和4年9月30日（金曜日）から令和4年10月11日（火曜日）までの毎日「福岡県道路公社就業規則」（昭和49年福岡県道路公社規程第5号）第10条に規定する休日（以下「公社の休日」という。）を除く。）を、午前9時00分から午後4時30分まで。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答書は、令和4年9月30日（金曜日）から令和4年10月21日（金曜日）まで、福岡県道路公社ホームページに掲載する。

9 見積参加申込みの受付

(1) 申込受付場所

5に同じ。

(2) 申込受付期間

令和4年9月30日（金曜日）から令和4年10月21日（金曜日）までの公社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで。

(3) 提出書類及び提出方法

別紙「提出書類及び提出方法一覧表」のとおりとする。

(4) その他

ア 上記(3)の提出書類「(様式2)同種・類似工事施工実績調書」に記載する同種工事の経験及び実績については、平成19年度以降に、公共工事の元請として完成し、引渡しが済んでいるものだけに記載すること。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

エ 提出書類は、返却しない。

オ 受付期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

カ 6及び7を満たさない者が提出した見積については、後日公告予定の「福岡前原道路 可変式速度規制標識設備更新工事」の入札に係る予定価格算出の参考としない。

この場合、申込受付期間終了後、6及び7を満たさない者に対し、その旨を通知する。

(参考) 後日公告予定の「福岡前原道路 可変式速度規制標識設備更新工事」における入札参加資格及び入札参加条件(案)は以下のとおりです。

1 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

電気通信工事について、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を得ている者（令和4年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。

2 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基

づく指名停止期間中でないこと。

(3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続の開始決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている者を除く。

(5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 本工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。

(株)協和コンサルタンツ 九州支社

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次のいずれかに該当する者である。

(7) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(4) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(9) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を兼ねている場合における当該建設業者

(6) 電気通信工事について、入札参加資格者名簿の格付が A 等級であること。

(7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を福岡県内に有し、かつ、同営業所が電気通信工事について、入札参加資格者名簿に登録されていること。

(8) 平成 19 年度以降に、九州・沖縄地方において国、地方公共団体、地方道路公社、高速道路株式会社の元請として完成した次のア及びイの要件を満たす道路における LED 可変式速度規制標識工事または道路情報板工事の施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）を有すること。ただし、次のア及びイは同一工事であること。

ア 新設又は更新工事であること。

イ 製作及び据付工事であること。

(9) 次のア及びイに掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者で工場製作工に配置予定の技術者と据付工に配置予定の技術者が同一人物の場合は、工期開始日から本入札説明書に記載の工事に専任で配置できること。ただし、特記仕様書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、所属する建設会社と入札参加申込みの締切日以前に 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ア 平成 19 年度以降に、国、地方公共団体、地方道路公社、高速道路株式会社の元請として完成した電気通信設備工事の技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者）として従事した経験を有する者。

なお、工場製作工における配置予定技術者と据付工における配置予定技術者が異なるときは、工場製作工における配置予定技術者は工場製作工に従事した経験を有する者であり、据付工における配置予定技術者は据付工に従事した経験を有する者であること。また、据付工に従事する監理技術者又は主任技術者は、据付工の開始予定日時点で専任で配置できること。

イ 次の(7)又は(イ)の資格を有する者。

(7) 技術士（電気電子部門、総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。））の資格を有する者。

(イ) 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者（電気通信工事業に係る者に限る。）のうち、電気通信工事業に係る建設工事で、発注者から直接請負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者。

(10) 簡易な施工計画が適切であること。なお、適切であるとは、必要事項の記載があること、かつ発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

※ 上記に示す入札参加資格及び入札参加条件(案)は、予告なく変更する場合があります。